

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「国府小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

まず、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- 分かる授業を通して学力向上を図るとともに、自尊感情を高めます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域、関係機関との連携を深めます。

1. 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照して）

「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2. いじめを未然に防止するために

【児童に対して】

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。そのためにも、学級活動の充実に努めると共に、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・日々の授業において、分かりやすい授業を行い、分かる喜び、できる楽しさを味わう中で、学習に対する達成感・成就感を育て自尊感情が高まるようにしていく。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であること、命の大切さなどを、道徳科や学級全般での指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で適宜指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」と同じであることや、「いじめ」を見たら教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。それを周囲に知らせるることは、友達を守り、お互いを大切にすることにつながることも併せて理解させる。
- ・メディアの過度の接触がいじめにつながることもあるということを認識させ、接触時間や内容を吟味してメディアと付き合うことが大切だということを理解させる。

【教員に対して】

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、分かりやすい授業作りに心がけ、子どもが自分の成長に気づくことができるよう努める。
- ・児童に思いやりの心や命を大切に思う心を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員が持っていることを、さまざまな活動を通して児童に示していく。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・日記等、子どもの心の動きを知るための手立てを工夫する。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の権感覚を磨き、自分や周囲の言動を振り返るようにする。
- ・日頃から、管理職への報告・連絡・相談に努め、同僚への協力を求め、全職員で解決していくとする意識を持つ。

【学校全体として】

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・こくふっこん人権宣言を基本に、「いじめ問題」に関して、児童会としての取組を行う。
- ・学校生活アンケートを学期に1回実施し、児童の様子の変化などを教職員全体で共有し、児童理解に努める。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を高める。
- ・校長をはじめ全教職員が、「いじめ問題」に関する話を、機会をとらえて取り上げ、学校として「いじめは絶対に許されない」「いじめに気づいた時には、すぐに担任や周りの大人に知らせる」ということを児童に伝える。
- ・児童相談窓口（保健室や相談室内）の設置を周知し、「いじめ」に限らず、気軽に話を聞いてもらえる場所があることを知らせる。
- ・スクールカウンセラーを活用し、専門的な見地からアドバイスをもらったり、必要に応じて児童・保護者の相談を受けたりする。
- ・「子どもと親の相談員」を配置し、不登校、不登校傾向児童を中心に対応する。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・3日以上の欠席については家庭訪問を行い、欠席の状況を確認すると共に、児童の様子を把握する。

【保護者・地域に対して】

- ・家庭内でのふれあいを大切にし、子どもの心の安定を図ることが大事であることを伝えるとともに、児童の発するサインに気づいた場合は学校に相談してほしい旨を伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることをPTA総会、学校便り、学級便り等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・各地区の見守り隊に、あいさつ等を通して子どもとの関係づくりをしてもらうとともに、登下校の様子で気づいたことがあれば、細かいことでも学校に知らせていただくようお願いする。
- ・かもめ学級、かぜの子学級と連携をとり、放課後の児童の様子を把握する。
- ・メディアの過度の接触がいじめの原因になることがあるということを周知し、メディア接触の状況を把握すると共に、メディアコントロールを促していく。
- ・SNSトラブルに対する啓発を行うと共に、異変を発見した時にはすぐに学校に知らせていいただくよう依頼する。

3. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

【早期発見にむけて…「変化に気づく」】

- ・児童の様子を、全教職員で見守り、気づいたことを共有する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、積極的に声かけを行い、児童に安心感をもてるようとする。
- ・アンケートQU、学校生活アンケート等を実施・活用し、学級の現状を把握するとともに、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握と解決に努め、共に解決していくこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・家庭や地域からの連絡を大事にし、細かいことでも確認と共通理解を図る。

【相談ができる…「誰にでも」】

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、生徒指導主任・管理職に報告するとともに校内で情報を共有するようにする。必要があれば、教育委員会や外部機関との連携を図る。

【早期の解決を…「傷口は小さいうちに」】

- ・教職員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係をただちに把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることなのに気づかせるような指導を行う。また、いじめに至った背景にも目を向け、該当児童の問題解決に努める。

- ・事実関係をできるだけ正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

【早期対応の後に…「経過観察】

- ・対応後、児童の様子を見守り、必要に応じて、声かけ・保護者連絡等の対応をとる。

4. 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ対策組織」を位置づける。構成は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年部主任、養護教諭、担任とし、必要に応じて SC、SSW など心理の専門家や福祉の専門家、関係諸機関からの参加を要請する。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関すること、いじめ問題の把握や実効的な解決への取組、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関すること、いじめ防止基本方針の定期的な点検、見直しを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議しながら対応する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。

6. 重大事態発生時の対応について

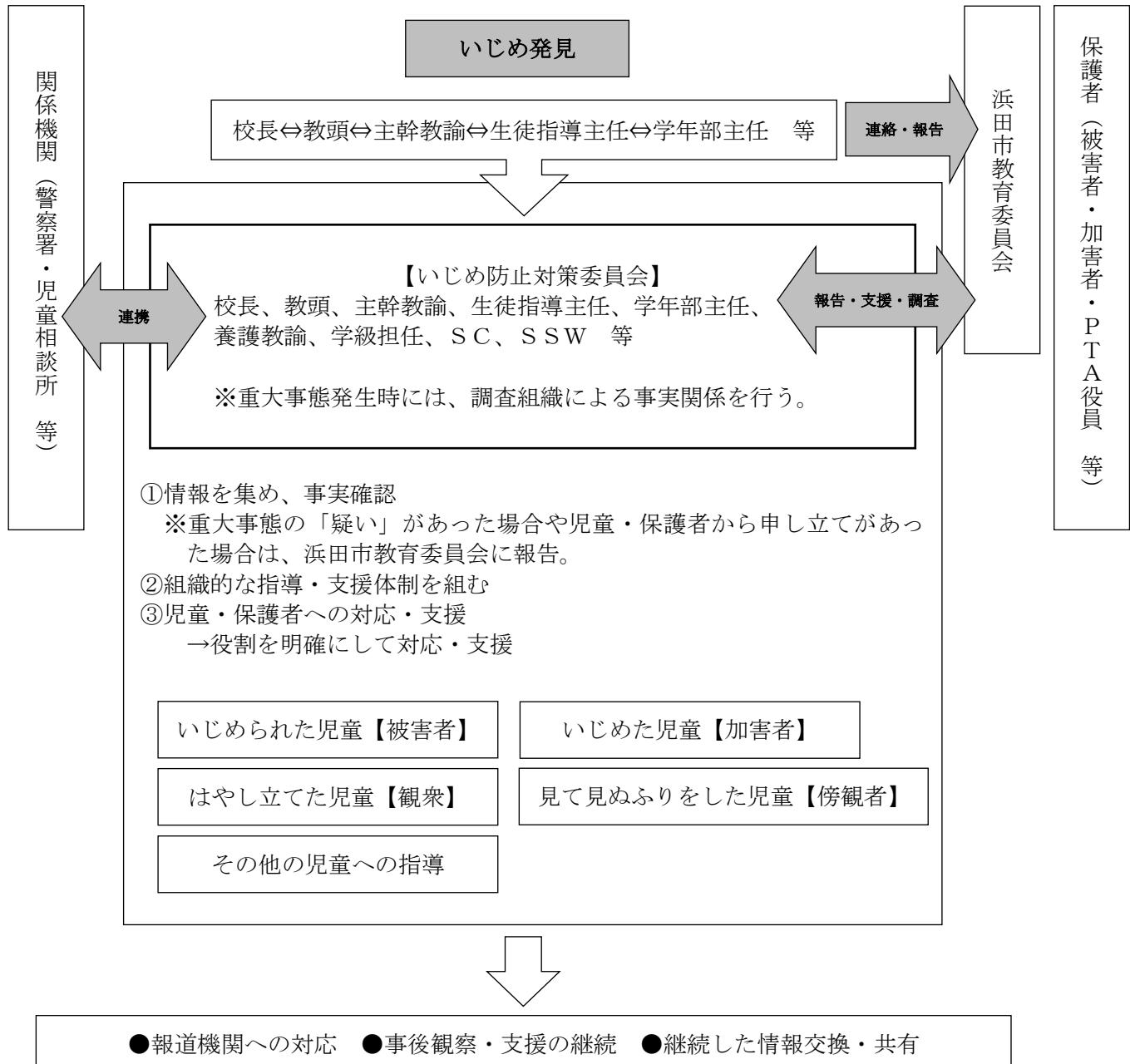
【重大事態発生時とは次のことを想定するものとする】

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
 - ・児童生徒が自死を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品などに重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
 - ・年間 30 日を目安とする。ただし、3 日以上連續して欠席している場合も重大事態発生の可能性と捉え、家庭訪問など本人の安否確認を行うことを始め、迅速に対応する。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて前述の①②に規定されているいずれかの重大事態に至ったという申し立てがあった時。
 - ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」或いは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査などにあたる。

【重大事が発生した場合、次の調査を行う】

- ・重大事態発生が疑われた時は適宜、「校内調査委員会」を開催する。（校長、教頭、主幹教諭、当該児童の学級担任、当該学年主任、生徒指導主任、養護教諭、人権・同和教育主任）
- ・同時に、重大事態発生の報告を市教育委員会に行い、指導・助言を求め、組織として動く。
- ・管理職の指導のもと、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。事案の正確な事実関係を把握する。
- ・重大事態の事実関係を市教育委員会に報告し、今後の対応について協議する。

7. いじめ対応の手順



8. 年間の取組計画

月	教職員・校内体制	児童	保護者	早期発見・対応
4	「いじめ防止対策基本方針」の確認 児童相談窓口の周知 校内ルールの確認 生徒指導職員会議（支援の必要な児童の理解）	学級開き 学級のルールづくり 全国学力調査（6年） 1年生を迎える会	「基本方針」の説明 S C紹介 学級懇談会 家確認週間	日々のふれあい 情報交換 日記指導など 連絡帳等を通しての保護者との連携
5	学級経営案の作成 生徒指導ミニ研修（チェックリスト） 教育相談週間	学校生活アンケート		教育相談週間
6	いじめ防止校内研修 小中連絡会 生徒指導職員会議（情報共有）	アンケートQU (3年以上)		
7		夏休みのやくそくについて	個人懇談会	
8	2学期に向けてのケース会議 生徒指導研修会議（アンケートQUの分析と生かし方）			アンケートQU分析
9	不登校傾向児童についての共通理解	運動会 人権標語 学校生活アンケート		アンケートQUを受けた見守り、必要に応じた教育相談
10	生徒指導ミニ研修（教育相談） 生徒指導職員会議（情報共有）		人権・同和教育授業公開 児童引き渡し訓練	
11		学習成果発表会 アンケートQU		教育相談週間
12	生徒指導職員会議（気に掛かる児童について）	人権週間 人権集会 冬休みのやくそくについて	個人懇談会	
1	生徒指導ミニ研修			
2	アンケートQU分析 6年生授業見学（中学校職員による） 新3・5年学級編制	学校生活アンケート	学級懇談会	教育相談週間
3	児童情報の次年度への引き継ぎ 小中連絡会	6年生を送る会 春休みのやくそくについて		